# 令和元年第1回 錦江町議会臨時会議事日程

開会の日時 令和元年5月10日(金)午前10時開議 開会の場所 錦 江 町 議 会 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 会期の決定 日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について (平成 30 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)) (町長提出) 日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について (平成30年度錦江町一般会計補正予算(第14号)) (同 F. ) 日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について (平成30年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)) ( 同 F. ) 日程第6 承認第4号 専決処分した事件の承認について (錦江町税条例等の一部を改正する条例) (同 F ) 日程第7 承認第5号 専決処分した事件の承認について (錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) (同 日程第8 議案第36号 平成31年度消防ポンプ車購入契約の締結について ( 同 上 ) 日程第9 議案第37号 平成31年度錦江町中央公民館解体工事請負契約の締結に ついて (同 上 ) 日程第10 選任第1号 常任委員の選任について

日程第11 選任第2号 議会運営委員の選任について

# 令和元年 第1回錦江町議会臨時会 会議録

召集の年月日 令和元年5月10日 召集の場所 錦江町議会議場

応招(出席)議員	1番 厚	厚ヶ瀬 博文	
	2番 注	浪 瀨 亮 祐	
	3番 🧵	染 川 金 治	
	5番 ≯	池 迫 重 利	
	6番 🕴	池 田 行 德	
	7番 丿	川 越 裕 子	
	8番 往	笹 原 政 夫	
	9番 /	小 吉 昭 弘	
	10番 「	中 野 徳 義	
	12番 月	馬 込 守	
	13番 7	水口  孝俊	
不応招(欠席)議員	11番	右 田 正	

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名				
町 長	木 場 一 昭			
総務課長	安田憲次は民生活課長舞原利博			
政策企画課長	新 田 敏 郎 観光交流課長 中 島 裕二			
未来づくり課長	髙 崎 満 広 産業建設課長 田 中 弘 朗			
保健福祉課長	池 之 上 和 隆 農業委員会事務局長 窪 和 人			
会 計 課 長	城下 香代子 教 育 課 長 大 寺 和 久			
建設課長	久保 清隆 財政管財係長 山王 洋介			
産業振興課長	今 熊 武 朗			
職務のため出席した者				
議会事務局長	富尾 俊一			

# 令和元年 第1回 錦江町議会臨時会会議録

令和元年5月10日(金)午前10時00分 錦 江 町 議 会 議 場

# (開 会・開 議)

水口議長

ただ今から令和元年第1回錦江町臨時議会を開会致します。 本日の会議を開きます。

ここで、欠席届がありましたので、紹介いたします。右田議員、三反田副 町長、畑中教育長、鶴園住民税務課長、及び坪内チームリーダーから本会議 欠席の届出がございました。ご報告いたします。

# (日 程 報 告)

水口議長

本日の議事日程はあらかじめ配布致しましたので、ご了承願います。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

水口議長

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議 規則第127条の規定により、10番 中野君、1番 厚ヶ瀬君を指名しま す。

# 日程第2 会期の決定

水口議長

日程第2「会期の決定の件」を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。 ご異議ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、会期は本日の1日間に決定致しました。

#### 日程第3 承認第1号

水口議長

日程第3 承認第1号・「専決処分した事件の承認について(平成30年

度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号))」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

木場町長

はい。

[木場町長、登壇]

木場町長

承認第1号・専決処分した事件の承認について、説明を申し上げます。 平成30年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)については、補正総額35万3千円の増額で、累計は1億2,792万1千円となりました。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の増額で、歳出につきましては、後期高齢者医療保険料の増額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額分であります。ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。

第1表・「歳入歳出予算補正」の歳入1款・「後期高齢者医療保険料」及び 歳出2款・「後期高齢者医療広域連合納付金」を一括して質疑を行います。 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、承認第1号・「専決処分した事件の承認 について(平成30年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2 号))」を採決します。

お諮りします。 承認第1号は、承認することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、承認第1号・「専決処分した事件の承認について(平成30年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号))」は、承認することに決定しました。

#### 日程第4 承認第2号

水口議長

日程第4、承認第2号・「専決処分した事件の承認について(平成30年度 錦江町一般会計補正予算(第14号))」を議題とします。 本件について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

木場町長

はい。

[木場町長、登壇]

木場町長

承認第2号・専決処分した事件の承認について、説明を申し上げます 平成30年度錦江町一般会計補正予算(第14号)については、補正総額 9,504万2千円の増額で、累計は76億5,220万3千円となりました。

歳出につきましては、町有施設整備基金元金積立8,991万2千円、ふるさと納税基金元金積立金887万円、荒茶加工場整備積立基金256万4千円の増額、国民健康保険事業臨時繰出金100万円の減額が主なものであり、その他県補助事業の事業費の減及び町債充当事業の財源区分の変更です。

歳入につきましては、特別交付税8,251万5千円、地方揮発油譲与税235万7千円、茶工場使用料256万4千円のほか、国庫支出金及び県支出金、町債の事業ごとの増減が主なものであります。

ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。

第1表・「歳入歳出予算補正」の歳入2款・「地方譲与税」から20款・「町債」までと歳出2款・「総務費」から6款・「農林水産業費」まで、及び第2表・「地方債補正」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

7番川越議員

はい、議長。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

歳入について少しお伺い致します。

9ページに財産収入がございます。この中に物品売払い収入として、塵芥

車の売払い収入が5万8千円減になっております。これについては、30年 の6月議会で、2号補正で10万8千円組まれている部分だと思うのですが、結局実質5万円で売却をしたということになると思います。

そこで、競売はいつ行なわれたのかということです。昨年の6月に補正を 組んで、その結果今回3月で減が上がってきたわけですが、競売はいつ行わ れたのか・入金はいつだったのか、それと補正を組んでから8か月以上も経 過をしているというようなこともあるのですが、この辺の延滞の理由とい うようなものも併せてお伺いいたします。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

総務課長に答弁させます。

水口議長

はい、総務課長。

安田総務課長

ただ今のご質問にお答えいたします。

塵芥車の売却の件なのですけれども、これは一応競売ではなくて修理工場の「三菱ふそう」という鹿屋の会社になりますけれども、その会社にお願いしまして、結局塵芥車につきましては修理不能ということで、地金しかなかったわけですよ。

その、ふそうとの取引のある大隅金属、その関係でいろいろ手続きをしていたのですけれども、町村会の車両保険の関係で損害保険額が確定しないと売却が出来ないということでそのために時間がかかりました。実質金属の相場も変動するものですから、その売却する時点で5万円ということでお伺いしまして、それで3月末に入金致しました。以上です。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

もう3月末には入金が済んでいるわけですね。分かりました。

私が疑問に思ったのは、補正が6月にあって今回精算的なものが3月に 行なわれていたので、その間のいろんな事情というのがあったのかなとい うことをお伺いしたいと思ったものですから。分かりました。

水口議長

よろしいですか。

7番川越議員

はい。

水口議長

他に質疑ありませんか。

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀨議員

11ページの農業振興費、荒茶加工場の積立金のことでございます。

JAから大根占茶生産組合に100万でしたか、指定管理が変わりましてここ数年間、JAのときは積立金がなかったのですが、1年目にして256万4千円入っているわけですけれども、そういうふうに1年でこれだけ積立ができるようになった要因というのはやはり生産組合の方々の努力が一番でしょうけれども、町長はその辺はどのように考えていらっしゃいますか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

詳細は産業振興課長に答弁させますが、私が聞いたところでは町外で栽培されている茶面積は一部この茶工場の方に去年は委託加工が出された。

その関係で、加工処理する面積が増えたということで、このような収益が 上がったというふうに聞いております。

詳細については、産業振興課長に答弁させます。

水口議長

はい、産業振興課長。

今熊産業振興課 長 はい。ただ今町長が申したものと同じことでございます。

ほとんど4割ぐらいの面積を町外の方が加工をお願いしていた関係で、 収益が上がったというふうに聞いております。以上でございます。

2番浪瀨議員

2番。

水口議長

2番、浪瀨君。

2番浪瀨議員

はい。このお茶の厳しい時代にこうやって財源を入れていただくというのはありがたいことでありまして。

数年ごとにやはり機械も変えないといけないだろうし、やはり台風・災害とかいろいろあると思いますので。町外の方がしてくださっているわけですけれども、その人たちとやはりいろんな希望があったら、「希望があります」とか、いろいろお茶を作っていらっしゃる方と町もやはり連携を取って「どうしてもうちに入れていただきたい」というような接触をしていただいて。いただいているのか、その辺を聞いてみたいと思います。

町長。

木場町長

すみません、私は直接聞き取り等をしておりませんが、産業振興課長の方で答弁させます。

水口議長

産業振興課長。

今熊産業振興課 長

実を言いますとその町外の方がやめられまして、圃場は南大隅町の方に あるのですが、圃場の状態もあまり良くなくて、実を言うと今年からだいぶ 減収になるということで、2月・3月そういうことで、この茶組合といろい ろ協議を致しました。

組合の方は支出を抑えるということで、いろいろやりくりをして経営は何とかいけるということになりますが、昨年からすれば面積が6割くらいに落ちてしまいますから、今年からは全体的な収量としてはあまり上がらない、しかしながら生産組合自体は赤字にはならない形でなんとかいけるように経費を削減する形でしていくということで話をしたところでございます。以上です。

2番浪瀨議員

はい、分かりました。

水口議長

よろしいですか。

2番浪瀨議員

はい。

水口議長

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、承認第2号・「専決処分した事件の承認 について(平成30年度錦江町一般会計補正予算(第14号))」を採決しま す。

お諮りします。承認第2号は、承認することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、承認第2号・「専決処分した事件の承認について(平成30年度錦江町一般会計補正予算(第14号))」は、承認することに決定しました。

#### 日程第5 承認第3号

水口議長

日程第5、承認第3号・「専決処分した事件の承認について(平成30年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号))」を議題とします。 本件について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

承認第3号・専決処分した事件の承認について、説明を申し上げます。 平成30年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)については、補正総額5,506万円2千円の減額で、累計は13億1,634万円となりました。

歳出につきましては、保険給付費の療養諸費を4,256万7千円、高額 療養費を1,149万5千円、保健事業費の保健衛生普及費を100万円そ れぞれ減額し、保険給付費の出産育児一時金の財源区分を変更いたしまし た。

歳入につきましては、国民健康保険税を15万2千円増額し、県支出金の保険給付費等交付金を5,450万7千円、繰入金の一般会計繰入金を70万7千円それぞれ減額いたしました。

ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。

第1表・「歳入歳出予算補正」の歳入1款・「国民健康保険税」から4款・「繰入金」までと歳出2款・「保険給付費」及び5款・「保健事業費」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。

これから、承認第3号・「専決処分した事件の承認について(平成30年 度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号))」を採決します。 お諮りします。 承認第3号は、承認することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、承認第3号・「専決処分した事件の承認について(平成30年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号))」は、承認することに決定しました。

# 日程第6 承認第4号

水口議長

日程第6、承認第4号・「専決処分した事件の承認について(錦江町税条例等の一部を改正する条例)」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

承認第4号・専決処分した事件の承認について、説明を申し上げます。 錦江町税条例等の一部を改正する条例について、平成31年度地方税等 の改正に伴い、個人町民税の単身児童扶養者の非課税措置対象の追加、住宅 借入金等控除に係る特別特定控除取得した場合の控除期間の拡充、軽自動 車税種別割及び環境性能割の税率の特例措置等が整理されたことと、その 他条項ずれや文言等の修正を行うため、当該条例を改正するものでありま す。ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これから、承認第4号・「専決処分した事件の承認について(錦江町税条例等の一部を改正する条例)」を採決します。

お諮りします。 承認第4号は、承認することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号・「専決処分した事件の承認について(錦江町税条例等の一部を改正する条例)」は、承認することに決定しました。

# 日程第7 承認第5号

水口議長

日程第7、承認第5号・「専決処分した事件の承認について(錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

承認第5号・専決処分した事件の承認について、説明を申し上げます。 錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、平成31年度 地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の基礎賦課額に係る賦課限度額を 58万円から61万円に引き上げ、減額対象となる所得基準について、5割 及び2割軽減世帯の軽減判定所得の見直しがされたことから、当該条例を 改正するものであります。

ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これから、承認第5号・「専決処分した事件の承認について(錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を採決します。

お諮りします。承認第5号は、承認することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、承認第5号・「専決処分した事件の承認について(錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」は、承認することに決定しました。

## 日程第8 議案第36号

水口議長

日程第8・議案第36号「平成31年度消防ポンプ車購入契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第36号・平成31年度消防ポンプ車購入契約の締結について、説明 を申し上げます。

平成31年4月19日に指名競争入札に付した平成31年度消防ポンプ車購入事業について、購入契約を締結するため、「錦江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条」の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

3番染川議員

3番。

水口議長

はい、3番染川君。

3番染川議員

消防車両の切り替えの時に古くなった消防車両、今まで公募して一般競争入札という形で売買されていると思うのですが、町の方に国の方から、総

務省の方から開発途上国・発展途上国の方に寄贈してもらいたいというような協力要請はないものですか。肝属消防組合でも消防車両は総務省から、国の方からそういう協力要請があって競争入札というようなことはせずにそういう協力要請に応えるというような方法を取っているのですけれども、町の方にはそのような協力要請というのはないものですかお尋ねします。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

私も確認しておりません。総務課長に、知っていたら答弁させます。

水口議長

はい、総務課長。

安田総務課長

ただ今のご質問にお答えいたします。国からの協力要請ということで文書につきましては先ほど確認したのですけれども、まだ町にはその文書的なものはないです。可能性につきまして、一応関係機関に調査をしまして、また対応したいと思います。

水口議長

はい、3番染川議員。

3番染川議員

今まで町内を中心に公募して、切り替えの古くなった消防車両というのは競争入札をされていると思うのですが、今後そういう形で他の他町村といろいろと問い合わせをして、そういう要請があるというようなことで、本町にも要請が来た場合にはどういうような方法を取られますか。町長。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

外国に多分送られるということであれば、その手続きの関係とかというのを、どこがどういうふうにするのかというような手続き的なこともございますので、考え方としては町の財産を有効に活かしていただけるというのであれば、国際貢献にもなるのかなという考えから、町内でどうしても欲しいという事業者があれば、それもまた考えなければならないと思いますが、そこら辺についてはもう少し検討の時間をいただきたいと思います。

水口議長

はい、3番染川君。

3番染川議員

そういうことで、出来るならば町内の業者が必要とされれば、やむを得ないというような状況も出てくると思うのですが、国からの要請であればも

ちろん消防車両に限らずいろんな公用車というのも、国の助成事業を利用 しながら、購入していくような方法も取っているわけですので、是非今後は 検討してもらいたいというふうに思います。終わります。

水口議長

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。

これから議案第36号・「平成31年度消防ポンプ車購入契約の締結について」を採決します。

お諮りします。議案第36号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号・「平成31年度消防ポンプ車購入契約の締結 について」は、原案のとおり可決されました。

# 日程第9 議案第37号

水口議長

日程第9、議案第37号・「平成31年度錦江町中央公民館解体工事請負 契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第37号・平成31年度錦江町中央公民館解体工事請負契約の締結 について、説明を申し上げます。

平成31年4月22日に条件付き一般競争入札に付した平成31年度錦江町中央公民館解体工事について、請負契約を締結するため、「錦江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条」の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

2番浪瀨議員

2番。

水口議長

はい、2番浪瀨君。

2番浪瀨議員

解体についてお聞きしたいと思います。

まず、解体をされるにあたってどうしても柱というのは土に埋まっているわけですけれども、その辺も掘って撤去をするのか。解体をした後が駐車場になろうかと思うのですが、その辺の整備も含まれているのか。もし含まれていない場合大体駐車場のアスファルト舗装の費用をどのくらい見ていらっしゃるのかと思います。

水口議長

はい、町長。

木場町長

詳細は教育課長に答弁させますが、旧中央公民館の基礎工事の部分については用途を駐車場にするということから、本来なら掘り返して全部撤去するというのが本来のあり方なのでしょうけれども、後の利用は駐車場ということで、それについては一応元の杭は上部だけをカットをして、その上は駐車場として利用するというふうに設計されているというふうに考えております。あと駐車場・その他のことについては、教育課長の方に答弁させます。

水口議長

はい、教育課長。

大寺教育課長

ただ今のご質問の内容の部分に、駐車場につきましては整備をライン引きまでちゃんと整備した形の予算、今回の契約の中に入っております。

その外構につきましては、駐車場の整備と併せて倉庫等が不足をするものですから、中学校の体育館の下の部分を使ってそこに空間がございますので、そこに花を設置するものまで入っております。

工事費で約2,499万6,600円がその外構の新設の外構工事になっております。

水口議長

はい、2番浪瀨君。

2番浪瀨議員

少し小耳に挟んだのですが、あそこに図面がないという話を少し聞いたものですから、それはどういう管理をしていらっしゃったのか、それに他にも壊すなど、いろいろ図面というのは修正・修復をしていく中で大切なものなのですが、ないということはずさんではないかと思うのですが、どういう管理の方法をしていらっしゃるのか、他のところも含めて聞きたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

私の記憶では、元々今の中央公民館というのは、あれは元々、町の施設ではなくて。教育課長の方に答弁させます。

水口議長

はい、教育課長。

大寺教育課長

今町長の方からもありましたように、これは昭和50年に事業者が「勤労支援の事業団」がございまして、それは一応東京の方に移ってあったわけですけれども、そこの事業団の方で建設していただいた「農村勤労福祉センター」というのが、現在の建物です。

昭和50年に完成しておりまして、築年数で約43年、今年で44年になる施設かと思っておりますが、結局設計書・図面かれこれにつきましては、その事業団が持っていたということにもなりまして、その設計書かれこれにつきましては町にはないということに認識しております。以上です。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀨議員

そうですか、というような感じなのですが。

仮に、あそこをずっと使うとして、耐震とかそういうのに図面は関係ない のか、他のところの分は確実に保管をしてあるという認識でいいのですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

基本的には設計当初は、あるというふうに思っております。

ご指摘いただきましたところについては、所有者自体が元々町ではなかったということで、設計書が見つからなかったということだろうと思います。

他の町が管理する施設については、基本的には耐用年数が来るまでは当 然設計当初は保有しているというふうに考えております。

よろしいですか。

2番浪瀨議員

はい。

水口議長

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

これで、質疑を終わります。

これから討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第37号・「平成31年度錦江町中央公民館解体工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。議案第37号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第37号・「平成31年度錦江町中央公民館解体工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

執行部の皆さんは、以上で退席されて結構です。

[執行部、退場]

休 憩 10:37

再 開 10:57

水口議長

休憩を閉じて会議を再開します。

日程第10 選任第1号

水口議長

日程第10、選任第1号・「常任委員の選任」を行います。お諮りします。 常任委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お 手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、常任委員は、お手元に配りました名簿 のとおり選任することに決定しました。

総務厚生常任委員は、「副議長室」に、文教産業常任委員は、「委員会室」 に参集願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長、副委員長の互選を行いますので、委員会条例第10条第2項の規定により、「総務厚生常任委員会」は、年長委員の川越委員、「文教産業常任委員会」は年長委員の中野委員のもとで、委員長の互選に関する議事を進めて下さい。

ここで、しばらく休憩します。ご移動宜しくお願いします。

休憩10:59再開11:45

水口議長

休憩を閉じて会議を再開します。

ただ今、各常任委員会の正・副委員長が決まりましたので、ご報告申し上 げます。

総務厚生常任委員長に池田君、副委員長に川越君、

文教産業常任委員長笹原君、副委員長に池迫君に決まりましたので、ご了 承願います。

#### 日程第11 選任第2号

水口議長

日程第11、選任第2号・「議会運営委員の選任」を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第4項 の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。 ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任する ことに決定しました。

議会運営委員は、「委員会室」に参集願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長、副委員長の互選を行いますので、委員会条例第10条第2項の規定により、年長委員の川越委員のもとで、委員長の互選に関する議事を進めて下さい。

ここで、しばらく休憩します。

休 憩 11:47

再 開 11:55

# 水口議長

休憩を閉じて会議を再開します。

ただ今、議会運営委員会の正・副委員長が決まりましたので、ご報告申し 上げます。

委員長に川越君、副委員長に池迫君に決まりましたので、ご了承願います。これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和元年第1回錦江町議会臨時会を閉会致します。

閉 会 11:56